

精神科看護管理ニュース 🗐

vol. 102

発行 日本精神科看護協会

2022/06/22



「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」 報告書が取りまとめられました。

6月9日に「第13回地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」が開催され、日本精神科看護協会より吉川会長が構成員として参加しました。本検討会では「患者の権利擁護」と「地域の精神医療機関の役割」等を中心に議論が交わされ最終の報告書が整理されました。主な検討事項は以下の通りです。

(本検討会の検討事項等)

- 精神保健に関する市町村等における相談支援体制について
- 第8次医療計画の策定に向けて
- 精神科病院に入院する患者への訪問相談について
- 医療保護入院
- 患者の意思に基づいた退院後支援
- 不適切な隔離・身体的拘束をゼロとする取組
- 精神病床における人員配置の充実について
- 虐待の防止に係る取組

● 精神科病院に入院する患者への訪問相談について

医療機関から入院に関する十分な説明や支援が行われた場合であっても、患者本人の孤独感や、これによる 自尊心の低下が顕著な場合がある。外部との面会交流が実質的に遮断される状況は、本人の意思によらず入院を 強制される者への処遇として、人権擁護の観点からも望ましくない。

したがって、市町村長同意による医療保護入院者を中心に、精神科病院の理解のもと、精神科病院に入院する 患者を訪問し、相談に応じることで、医療機関外の者との面会交流を確保することが必要となる。

● 医療保護入院の見直しについて

精神障害者に対する医療の提供については、できる限り入院治療に頼らない治療的な介入を行うことが原則であり、その上で、入院治療が必要な場合についても、できる限り本人の意思を尊重する形で任意入院を行うことが極めて重要である。

ただし、病気の自覚を持てない場合があり、症状の悪化により判断能力そのものが低下するという特性を持つ 精神疾患については、本人が病気を受け止めきれないこともある中で、自傷他害のおそれがある場合以外にも、 入院治療へのアクセスを確保する仕組みが必要と考えられる。

その上で、医療保護入院は、指定医の判断により入院治療が必要とされる場合であって、任意入院につなげるよう最大限努力をしても本人の同意が得られない場合に選択される手段であるということを再度明確にするべきである。

●本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています

1/2

- ●本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- ●配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- ●日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

● 医療保護入院の見直しについて

精神障害者に対する医療の提供については、できる限り入院治療に頼らない治療的な介入を行うことが原則であり、その上で、入院治療が必要な場合についても、できる限り本人の意思を尊重する形で任意入院を行うことが極めて重要である。

ただし、病気の自覚を持てない場合があり、症状の悪化により判断能力そのものが低下するという特性を持つ 精神疾患については、本人が病気を受け止めきれないこともある中で、自傷他害のおそれがある場合以外にも、 入院治療へのアクセスを確保する仕組みが必要と考えられる。

その上で、医療保護入院は、指定医の判断により入院治療が必要とされる場合であって、任意入院につなげるよう最大限努力をしても本人の同意が得られない場合に選択される手段であるということを再度明確にするべきである。

● 医療保護入院の同意者について

医療保護入院の同意者について、現状では、家族等、市町村長以外の同意者を想定することは現実的には容易でないため、家族等同意及び市町村長同意については、現行の仕組みを維持することになるものと考えられる。

ただし、家族等同意についての家族等の負担、市町村長同意についての医療機関の判断の追認に係る意見については、本検討会での議論も踏まえ、適切な対応を検討すべきである。その上で、引き続き、今後の医療保護入院患者数の推移等を踏まえながら、適切な制度のあり方を検討していくことが必要である。

●不適切な隔離・身体的拘束をゼロとする取組

精神科病院の医療は患者のために行われるものであり、患者の尊厳が確保されることが何より重要である。誰もがいざというとき、安心して信頼できる入院医療を実現するには、患者の権利擁護に関する取組がより一層推進されるよう、実際の医療現場において、精神保健福祉法の規定に基づく適正な運用が確保されることが必要である。そうした観点から、不適切な隔離・身体的拘束をゼロとすることを含め、隔離・身体的拘束の最小化に、管理者のリーダーシップのもと、組織全体で取り組み、行動制限最小化を組織のスタンダードにしていくことが求められている。

● 精神病床における人員配置の充実について

入院患者数に応じて、精神病床について医療計画に基づき適正化を図っていくとともに、入院患者に対してより手厚い人員配置のもとで良質な精神科医療を提供できるよう、個々の病院の規模や機能に応じ、医師・看護職員の適正配置や精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師等を含む適切な職員配置を実現していくことが求められる。

●虐待の防止に係る取組

精神科医療機関の中には、病棟単位での倫理カンファレンスの実施、患者や家族の声の傾聴等を通じて、虐待が起きないようにするための組織風土を醸成することにより、虐待行為の潜在化防止を図る取組も見られることから、医療従事者による積極的な取組を行う現場づくりを実現していくことも重要である。

報告書の詳しい内容ついては、日精看ホームページ看護管理者の部屋に掲載している「「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」報告書」からご覧ください。

厚生労働省「「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」報告書 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26149.html

●本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています

2/2

- ●本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- ●配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- ●日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034